

佐賀県子どもの貧困対策推進計画（案）

～すべての子どもの安心と希望の実現に向けて～

平成 28 年 3 月

佐 賀 県

目 次

計画策定の趣旨	1
計画の位置付け	1
計画の対象期間	1
子どもの貧困に係る現状	2
1 生活保護世帯	3
2 就学援助を受けている児童生徒	4
3 ひとり親家庭	5
4 児童扶養手当の受給者	6
5 進学・就職・不登校の状況	7
子どもの貧困に関する指標	8
重点施策	10
1 将来に希望の持てる教育の支援	12
2 安心できる生活の支援	18
3 安心を支える保護者に対する就労の支援	24
4 安心を守る経済的支援	26
計画の推進及び推進体制の整備	27

計画策定の趣旨

子どもの貧困対策の推進に関する法律（以下「法」という。）において、都道府県は政府が定める子どもの貧困対策に関する大綱を勘案して子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めることとされました。そして、平成26年8月に子供の貧困対策に関する大綱（以下「大綱」という。）が策定されました。

こうした動きを踏まえ、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもの貧困対策を総合的に推進するための基本方針となる佐賀県子どもの貧困対策推進計画（以下「この計画」という。）を策定します。

なお、この計画は、「佐賀県総合計画2015」及び「第3次佐賀県ひとり親家庭等自立促進計画」並びに「子育てし大県“さが”プロジェクト」との関連性を踏まえ、関連施策を連動させ、一体的に推進していくものとしします。

計画の位置付け

この計画は、法第9条第1項に定める都道府県計画として策定します。

計画の対象期間

この計画の対象期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

子どもの貧困に係る現状

「国民生活基礎調査」によると、我が国の相対的貧困率¹は、昭和60年は12.0%であったものが、年々悪化し、平成24年は過去最悪の16.1%となっています。

同様に、子どもの貧困率²も、昭和60年は10.9%であったものが、平成24年は過去最悪の16.3%となり、およそ子どもの6人に1人が貧困状態にあるという結果になっています。

特に、ひとり親家庭については、平成24年は、54.6%と半数以上の家庭が貧困状態にあるとの結果ですが、この傾向は昭和60年から改善されていません。

全国の子どもの貧困率の推移

表12 貧困率の年次推移

	昭和 60年	63	平成 3年	6	9	12	15	18	21	24
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
相対的貧困率	12.0	13.2	13.5	13.7	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1
子どもの貧困率	10.9	12.9	12.8	12.1	13.4	14.5	13.7	14.2	15.7	16.3
子どもがいる現役世帯	10.3	11.9	11.7	11.2	12.2	13.1	12.5	12.2	14.6	15.1
大人が一人	54.5	51.4	50.1	53.2	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6
大人が二人以上	9.6	11.1	10.8	10.2	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4
名目値	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
中央値 (a)	216	227	270	289	297	274	260	254	250	244
貧困線 (a/2)	108	114	135	144	149	137	130	127	125	122
実質値(昭和60年基準)										
中央値 (b)	216	226	246	255	259	240	233	228	224	221
貧困線 (b/2)	108	113	123	127	130	120	116	114	112	111

- 注：1) 平成6年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 2) 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。
 3) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。
 4) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。
 5) 名目値とはその年の等価可処分所得をいい、実質値とはそれを昭和60年(1985年)を基準とした消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合指数(平成22年基準))で調整したものである。

出典：H25 国民生活基礎調査

¹ 相対的貧困率：等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人数の平方根で割って算出)が全人口の中央値の半分未満の世帯員を相対的貧困者としている。相対的貧困率は、単純な購買力よりも国内の所得格差に注目する指標であるため、日本など比較的豊かな先進国でも高い割合が示される。

² 18歳未満で貧困線を下回る人の割合を指す。

1 生活保護世帯

佐賀県の生活保護世帯数は、平成 26 年度は 6,302 世帯で、保護率は 9.65%となっています。(全国の保護率は 17.1%)

生活保護を受給している世帯の 17 歳以下の子ども数は、平成 26 年度は 705 人で、被保護人員に占める割合は 8.76%となっています。

被保護人員に占める 17 歳以下の子どもの割合は、8.76%となっています。

被保護世帯数の推移

(単位:人、%、%)

		H22	H23	H24	H25	H26	
世帯数(世帯)		5,569	5,809	6,026	6,168	6,302	
被保護世帯人員(人)A		7,426	7,668	7,882	8,007	8,049	
保護率(千分率 %)		8.74	9.06	9.35	9.54	9.65	
被保護世帯 の子ども (17歳以下)	年齢別 被保護人員 (人)	0~2	55	57	62	70	66
		3~5	58	69	60	73	70
		6~11	229	222	218	212	204
		12~14	180	186	158	172	177
		15~17	233	209	215	203	188
	計 B	755	743	713	730	705	
子どもの割合 B/A(%)		10.17	9.69	9.05	9.12	8.76	

出所:被保護世帯数、被保護人員数及び保護率:佐賀県地域福祉課調査(年度平均)

生活保護世帯における子どもの数:厚労省被保護者調査(7月末日現在)

佐賀県世帯類型別被保護世帯数

(単位:人、%)

	高齢者	母子	障がい者	傷病者	その他	計
H22	2,556	231	658	1,493	611	5,549
H23	2,639	217	700	1,545	673	5,774
H24	2,795	227	723	1,535	721	6,001
H25	2,921	223	742	1,510	722	6,118
H26	3,115	225	779	1,422	714	6,255
伸び率 (H26/H22)	121.9%	97.4%	118.4%	95.2%	116.9%	112.7%

出所:佐賀県地域福祉課調査(年度平均) 保護停止中の世帯を除く。

2 就学援助を受けている児童生徒

佐賀県では、学校教育法第 19 条の規定に基づき県内の市町は制度を定め、小・中学生の就学に係る教材費、給食費等の援助を行っています。

要保護及び準要保護児童生徒数（就学援助対象人数）は、平成 25 年度は 8,217 人で全児童生徒数に占める割合は 11.25% であり、平成 23 年度の 10.70% から 0.55 ポイント上昇し微増の状況にあります。

平成 25 年度就学援助率は、全国（15.42%）に比べて低くなっています。

要保護及び準要保護児童生徒数の推移

年度	5月1日現在の 公立小中学校の 児童生徒数（人）(A)			要保護児童生徒数（人） (B)			準要保護児童生徒数（人） (C)			要保護・準要保護 児童生徒数合計 (B+C)		
	小学校	中学校	計	小学校	中学校	計	小学校	中学校	計	小学校	中学校	計
H16			82,397			428			5,286			5,714
H17			81,371			410			5,448			5,858
H18			80,380			404			5,838			6,242
H19			79,480			372			6,333			6,705
H20			78,701			355			6,638			6,993
H21			77,854			379			7,060			7,439
H22			76,568			389			7,577			7,966
H23	49,812	25,614	75,426	214	172	386	4,696	2,987	7,683	4,910	3,159	8,069
H24	48,687	25,441	74,128	230	148	378	4,850	3,068	7,918	5,080	3,216	8,296
H25	47,840	25,203	73,043	209	163	372	4,799	3,046	7,845	5,008	3,209	8,217
H26												

出所：文部科学省「平成 25 年度就学援助実施状況等調査」

3 ひとり親家庭

ひとり親家庭の世帯数等は、平成 22 年の国勢調査では、全国で 844,661 世帯、1.63% に対して、佐賀県では 5,997 世帯、2.03% となっています。全国のなかで、ひとり親世帯の率は 10 番目に高い状況です。

ひとり親家庭の世帯当り平均就労収入は、全国平均では、母子家庭で 181 万円、父子家庭で 360 万円であるのに対し、佐賀県では、母子家庭で 200 万円未満が 45.1%、父子家庭で 200 万円未満が 13.7% となっており、全国的にも本県においても、父子家庭よりも母子家庭の就労収入が低くなっています。

また、ひとり親家庭の就労者の正規雇用率は、全国平均では、母子家庭で 39.4%、父子家庭で 67.2% であるのに対し、本県では、母子家庭で 44.0%、父子家庭で 69.7% となっており、全国と本県ともに、父子家庭より、母子家庭の正規雇用率が低く、このことが、ひとり親家庭でも、特に母子家庭の就労収入が低い要因となっています。

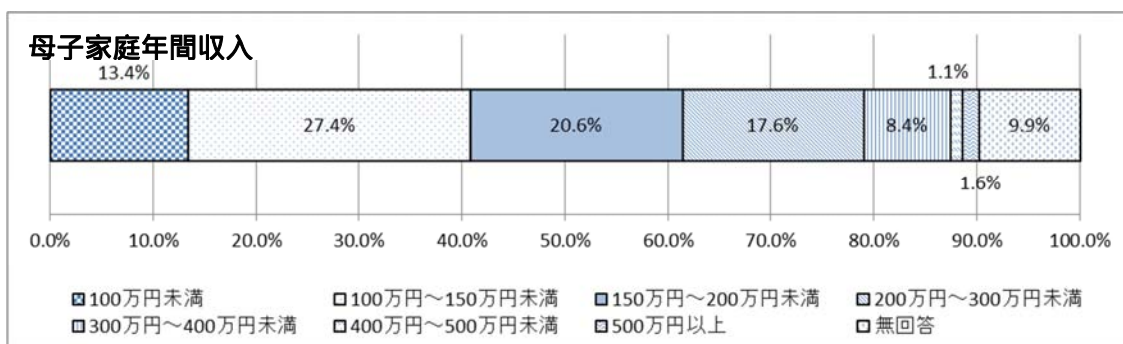
(全国：H23 全国母子世帯等調査、佐賀県：平成 21 年度佐賀県母子世帯等実態調査)

佐賀県ひとり親家庭の推移

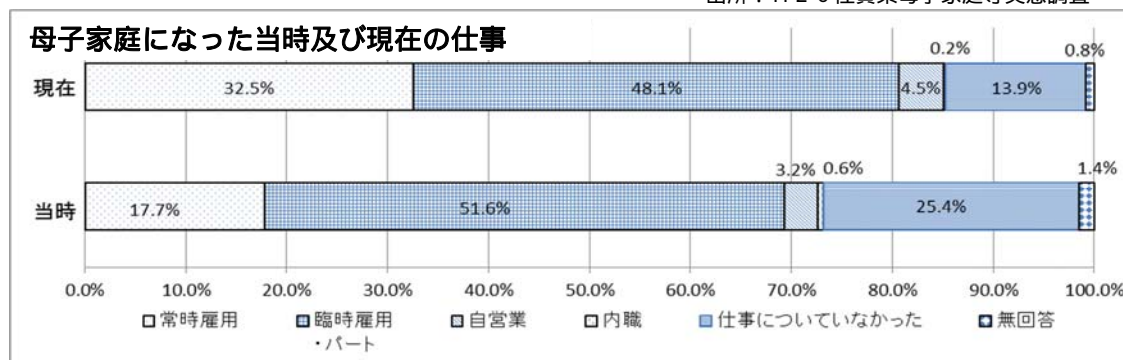
(単位：世帯、%)

	H22	H23	H24	H25	H26	H26/H22
母子家庭	8,829	9,935	9,892	9,939	9,986	113.1%
父子家庭	1,833	1,854	1,892	1,897	1,883	102.7%
計	10,662	11,789	11,784	11,836	11,869	111.3%

ひとり親家庭の世帯数は、国勢調査以外には全戸調査を行っていないため、H22 年の国勢調査の数値及び県内のひとり親家庭医療費助成受給者数から推する



出所：H 2 6 佐賀県母子家庭等実態調査



出所：H 2 6 佐賀県母子家庭等実態調査

4 児童扶養手当の受給者

佐賀県の児童扶養手当の受給者数は、平成 23 年度には 9,000 人を超えて以来、9,000 人台を推移してきており、平成 26 年度実績では 9,000 人となっています。

母子家庭と父子家庭で比較した場合、平成 26 年度実績では、全体の 9 割を超える世帯が母子家庭となっており、この傾向は、平成 22 年度から変わっていません。

また、一部支給と全部支給では、平成 22 年度からの推移をみると、一部支給の数が増加し、全部支給の数が減少しています。

児童扶養手当受給者数の推移

(単位：人、%)

	H22	H23	H24	H25	H26	H26/H22
母子家庭	8,179	8,346	8,303	8,350	8,202	100.3%
一部支給	3,607	3,731	3,653	3,716	3,839	106.4%
全部支給	4,572	4,615	4,650	4,634	4,363	95.4%
父子家庭	721	754	805	799	798	110.7%
一部支給	318	337	354	356	373	117.5%
全部支給	403	417	451	443	425	105.3%
計	8,900	9,100	9,108	9,149	9,000	101.1%
一部支給	3,925	4,068	4,008	4,071	4,212	107.3%
全部支給	4,975	5,032	5,100	5,078	4,788	96.2%

出所：県母子保健福祉課調べ

5 進学・就職・不登校の状況

佐賀県の生活保護世帯の子どもの中学校卒業後の進学率は、平成 26 年は 85.7%と全国平均 91.1%を下回っています。高等学校等卒業者の大学等進学率は 27.8%、就職率は 50.0%、中退率 6.5%で、全国平均と比較すると、進学率は低く、就職率、中退率は高くなっています。

なお、本県の場合、対象者の実数が少ないことから年度間の数値変動が大きくなっています。

佐賀県の児童養護施設の子どもの中学校卒業後の進学率は、平成 26 年は 100.0%と全国平均 97.2%を上回っています。高等学校等卒業者の大学等進学率は 16.7%と全国平均の 22.6%を下回っており、そのため、逆に就職率は 83.3%と全国平均の 70.9%を上回る結果となっています。本県においても、児童養護施設を退所する子どもは、大学進学よりも就職する傾向にあります。

佐賀県の小・中学校における不登校児童生徒の割合は、全国平均と比較して低い状況にありますが、それまで減少傾向にあった不登校児童生徒数が、小・中学校とも平成 25 年度に増加に転じ、その後 2 年連続して増加しています。

(H26「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」文部科学省)

不登校のきっかけとしては、全国と同様「不安など情緒的混乱」が最も多く、「無気力」「いじめを除く友人関係をめぐる問題」の順となっています。

小学校(国公立) 全国 0.39% 佐賀県 0.32%

中学校(国公立) 全国 2.76% 佐賀県 2.64%

中学校・高等学校等進学率・就職率等(佐賀県・全国)

(単位：%)

	佐賀県			全国		
		生活保護	児童養護施設		生活保護	児童養護施設
中学校						
高等学校進学率(%)	97.5%	85.7%	100.0%	98.5%	91.1%	97.2%
卒業後の就職率(%)	0.5%	5.4%	0.0%	0.3%	2.0%	1.3%
高等学校等						
大学等進学率(%)	67.7%	27.8%	16.7%	77.0%	31.7%	22.6%
卒業後の就職率(%)	32.0%	50.0%	83.3%	17.8%	43.6%	70.9%
高等学校等中退率(%)	1.5%	6.5%			5.1%	

出所：平成 27 年度学校基本調査(高等学校等卒業後の大学等進学率・就職率は通信制を除く。)

出所：佐賀県学校教育課調べ(県立学校のみ)

出所：生活保護：厚生労働省保護課調べ(平成 26 年 4 月 1 日現在)

出所：児童養護施設：厚生労働省社会養護の現況に関する調査結果(平成 26 年 5 月 1 日現在)

高等学校等卒業後の大学等進学率とは、平成 27 年度学校基本調査「高等学校(全日制・定時制)卒業後の状況調査 244 状況別卒業生数(3-1)」の卒業者のうち「大学等進学者」+「専修学校(専門課程)進学者」+「専修学校(一般課程)等入学者」+「公共職業能力開発施設等入学者」の占める比率をいう。

子どもの貧困に関する指標

子どもの貧困対策を総合的に推進するに当たり、関係施策の実施状況や効果等を検証するため、以下のとおり子どもの貧困に関する指標を設定します。

		指標	佐賀県	出所等	全国数値
1	生活保護世帯	高等学校等進学率	85.7%	出典名：厚生労働省社会・援護局保護課調べ〔平成26年4月1日現在〕	91.1%
2		高等学校等中退率	6.5%	出典名：厚生労働省社会・援護局保護課調べ〔平成26年4月1日現在〕	4.9%
3		大学等進学率	27.8%	出典名：厚生労働省社会・援護局保護課調べ〔平成26年4月1日現在〕	31.7%
4		就職率（中学校卒業後）	5.4%	出典名：厚生労働省社会・援護局保護課調べ〔平成26年4月1日現在〕	2.0%
5		就職率（高等学校等卒業後）	50.0%	出典名：厚生労働省社会・援護局保護課調べ〔平成26年4月1日現在〕	43.6%
6	児童養護施設	高等学校等進学率	100.0%	出典名：厚生労働省社会養護の現況に関する調査〔平成26年5月1日現在〕	97.2%
7		就職率（中学校卒業後）	0.0%	出典名：厚生労働省社会養護の現況に関する調査〔平成26年5月1日現在〕	1.3%
8		大学等進学率	16.7%	出典名：厚生労働省社会養護の現況に関する調査〔平成26年5月1日現在〕	22.6%
9		就職率（高等学校等卒業後）	83.3%	出典名：厚生労働省社会養護の現況に関する調査〔平成26年5月1日現在〕	70.9%

		指標	佐賀県	出所等	全国数値
10	学校	スクールソーシャルワーカーの配置人数	15人	出典名:スクールソーシャルワーカー派遣事業 〔平成26年4月1日現在〕	1,186人
11		スクールカウンセラーの配置率(小学校)	100.0%	出典名:佐賀県スクールカウンセラー配置事業費補助 〔平成25年4月1日現在〕	49.2%
12		スクールカウンセラーの配置率(中学校)	100.0%	出典名:スクールカウンセラー配置事業 〔平成25年4月1日現在〕	85.9%
13	就学援助	毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合	25.0%	出典名:H26 文部科学省調査 〔平成27年10月6日公表〕	67.5%
14		入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合	55.0%	出典名:H26 文部科学省調査 〔平成27年10月6日公表〕	66.6%
15	ひとり親家庭	親の就業率(母子家庭)	85.3%	出典名:H26 年度母子家庭等実態調査 〔平成26年8月1日現在〕	80.6%
16		親の就業率(父子家庭)	92.3%	出典名:H26 年度母子家庭等実態調査 〔平成26年8月1日現在〕	91.3%

佐賀県独自指標

	指標	出所等	現状	目標
17	高校生等奨学給付金支給者数	県教育支援課調べ(平成26年度実績)	国公立 1,189人 私立 443人	
18	児童扶養手当の受給者数 児童扶養手当の受給資格者数 児童扶養手当全部支給者の割合	県母子保健福祉課調べ(平成27年3月末日)	受給者数 9,000人 受給資格者数 9,808人 49%	45%

重点施策

本県は、安心して子どもを産み、健やかに育てることができる環境の整備を図るため、「子育てし大県“さが”プロジェクト」を推進し、様々な子育て支援策に取り組んでいます。また、ひとり親家庭や困難な状況にある子どもたちへの支援についても、国の補助制度等を活用しながら、本県の実情に合わせて県単独の施策も実施してきたところで

す。
子どもの貧困対策の推進にあたっては、これらの関連施策を連動させ一体的に推進していくことにより、効果的な施策展開を図るとともに、貧困の連鎖を絶つというこの計画独自の視点で課題の把握に努め、施策の立案や見直しを行っていきます。

また、大綱及び本県の現状を踏まえ、次の施策について重点的に取り組むこととします。

重点施策体系

1 将来に希望の持てる教育の支援	(1)「学校」をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の展開	学校教育による学力保障	
		学校を窓口とした福祉関連機関等との連携	
		地域による学習支援	
		高等学校等における就学継続のための支援	
	(2) 貧困の連鎖を防ぐための幼児教育に係る経済的負担の軽減および幼児教育の質の向上	貧困の連鎖を防ぐための幼児教育に係る経済的負担の軽減および幼児教育の質の向上	
		(3) 就学支援の充実	義務教育段階の就学支援の充実
	奨学のための給付金などによる経済的負担の軽減		
	特別支援教育に関する支援の充実		
	(4)生活困窮世帯等への学習支援	生活困窮世帯等への学習支援	
	(5)その他の教育支援	子どもの食事・栄養状態の確保	
多様な体験活動の機会の提供			
2 安心できる生活の支援	(1) 保護者の生活支援	保護者の自立支援	
		保育等の確保	
		保護者の健康確保	
		母子生活支援施設等の活用	

	(2) 子どもの生活支援	児童養護施設等の退所児童等の支援
		食育の推進に関する支援
		ひとり親家庭や生活困窮世帯の子どもの居場所づくりに関する支援
	(3) 子どもの就労支援	ひとり親家庭の子どもや児童養護施設等の退所児童等に対する就労支援
		親の支援のない子ども等への就労支援
		高校中退者等への就労支援
	(4) 支援する人員の確保等	社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化
		相談職員の資質向上
	(5) その他の生活支援	妊娠期からの切れ目のない支援等
		住宅支援
3 安心を支える保護者に対する就労の支援	親の就労支援	
	親の学び直しの支援	
	就労機会の確保	
4 安心を守る経済的支援	児童扶養手当をはじめとした子育て世帯への経済的支援	
	ひとり親家庭の支援施策についての調査・研究の実施に向けた検討	
	母子福祉資金貸付金等によるひとり親家庭への経済的支援	
	生活保護世帯の子どもの進学時の支援	
	養育費の確保に関する支援	
	医療費の助成など	

1 将来に希望の持てる教育の支援

すべての子どもがその置かれた環境に左右されることなく、質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限に伸ばして、自らの希望の実現に向かって挑戦できるよう、幼少期から学習環境や相談体制を整備することが重要です。

貧困の世代間連鎖を断ち切り、本県の将来を担う主役を育成する上で、最も重要な取組です。

(1)「学校」をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の展開

学校をプラットフォームとして位置づけ、関係行政機関、地域の企業、NPO、自治会などと連携しながら、経済的に困難な家庭の子どもへの支援に取り組みます。

教育と福祉との協調体制を築き、子どもが安心して学習でき、基礎的学力の定着につながるよう学習支援を中心とした支援体制の構築を図ります。

【主な取組】

- ・1-(1)- 確かな学力を育む教育の推進
教育内容や指導方法の改善・充実を図るとともに、より効果的な教育を行うための学習環境の整備・充実に努めることで、基礎学力はもとより、すべての児童生徒の確かな学力を育む教育を推進します。
- ・1-(1)- スクールカウンセラー配置事業
県内すべての公立中学校の生徒が心理等に関する専門的な知識を持つスクールカウンセラーによるカウンセリングを受けることができる体制を整備し、安心して学習活動をはじめとする学校生活を送ることができるよう、生徒が抱える悩みや不安などの問題の解決を支援します。
- ・1-(1)- 県立学校スクールカウンセラー配置事業
県立高等学校及び県立特別支援学校についても、すべての児童生徒が心理等に関する専門的な知識を持つスクールカウンセラーによるカウンセリングを受けることができる体制を整備します。
- ・1-(1)- 佐賀県スクールカウンセラー配置事業
県内すべての公立小学校についても、児童が心理等に関する専門的な知識を持つスクールカウンセラーによるカウンセリングを受けることができる体制を整備し、安心して学習活動をはじめとする学校生活を送ることができるよう、児童が抱える

悩みや不安などの問題を解決する教育相談体制の整備充実に取り組む市町に事業補助を行います。

・1-(1)- スクールソーシャルワーカー活用事業

学校だけの取組では解決が困難な問題に対し、家庭や関係機関等との連携をより一層強化し問題等を抱える児童生徒を取り巻く環境に働きかけ解決を図るため、希望するすべての市町にスクールソーシャルワーカーを派遣し、そのコーディネートにより行政機関や専門機関、NPO等とのネットワークを活用した支援を行います。

・1-(1)- 放課後子供教室推進事業

放課後、週末、夏休みなどに、全ての児童を対象とした「放課後子供教室」を開設し、体験活動を通じて子どもたちを心豊かに育成するとともに、地域の大人と子どもたちとの交流を通じて地域の教育力の向上を図ります。

・1-(1)- 地域・学校の連携協力体制づくり支援事業費

学校支援活動の取組を通して、地域の人々の学習の成果を活かす機会の拡大や多様な学習機会の充実に寄与するとともに、学校と地域の連携協力を強化し、地域社会全体で子どもたちを育む環境づくりを推進します。

・1-(1)- 高等学校等就学支援金

【就学支援金】

すべての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、高等学校等の授業料に充てるものとして、要件に該当する生徒に対して就学支援金を支給します。

【学び直し支援金】

高等学校等を中途退学した人が再び高等学校等で学び直す場合に、就学支援金支給期間経過後も、卒業までの間支援金を支給します。

・1-(1)- 私立高等学校授業料減免補助

私立高等学校等を設置する学校法人が行う、経済的理由により修学困難な生徒に対して授業料の軽減に対する補助を行います。

・1-(1)- 子ども・若者育成支援推進事業費

佐賀県子ども・若者総合相談センターを開設し、諸問題のワンストップ窓口の業務を行います。

(2) 貧困の連鎖を防ぐための幼児教育に係る経済的負担の軽減および幼児教育の質の向上

すべての子どもが安心して質の高い幼児教育・保育を受けられるよう、市町村と連携し支援の充実を図るとともに、世帯の所得の状況を勘案して、特に低所得世帯の負担軽減を図ります。また、生活や遊びを通じて、子どもの成長発達に応じた生活習慣が身につくよう、就学前の子どもを持つ保護者への家庭教育支援の充実を図ります。

【主な取組】

・1-(2)- 幼児教育等振興費

幼稚園や認定こども園などの教職員を対象とした教育内容に関する研修や指導上の諸問題に対応するための研究協議会等を実施することで、保育の指導力向上及び子ども理解の深化を図り、幼児教育の充実に努めます。また、幼稚園等に初めて勤める新規採用教員に対して、教育者としての心構えや具体的な保育実践が学べる研修を充実させます。

・1-(2)- 私立学校指導者研修事業費補助

人材育成を目的とした研修事業を行う佐賀県私立幼稚園連合会に対して補助します。

・1-(2)- 家庭教育支援者リーダー等養成講座

家庭教育支援のリーダーとしての実践技術や組織・ネットワークづくりのための講座を開設します。(県立生涯学習センター委託事業)

(3) 就学支援の充実

すべての高校生等が安心して教育を受けられるよう、低所得世帯への支援を行うとともに、スクールソーシャルワーカーの配置等により、教育相談体制の充実を図ります。

【主な取組】

- ・ 1-(3)- スクールソーシャルワーカー活用事業【再掲】
学校だけの取組では解決が困難な問題に対し、家庭や関係機関等との連携をより一層強化し問題等を抱える児童生徒を取り巻く環境に働きかけ解決を図るため、希望する全ての市町にスクールソーシャルワーカーを派遣し、そのコーディネートにより行政機関や専門機関、NPO等とのネットワークを活用した支援を行います。
- ・ 1-(3)- 高校生等奨学給付金
すべての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる低所得世帯を対象に返還の必要がない奨学金を支給します。
- ・ 1-(3)- 佐賀県育英資金
経済的理由により高校等の就学が困難な人に、無利子で育英資金を貸与し、将来有為の人材を育成します。
- ・ 1-(3)- 特別支援教育就学奨励費
特別支援学校への就学奨励に関する法律等に基づき、県立特別支援学校の児童又は生徒の教科用図書購入費等の全部又は一部を支弁します。
- ・ 1-(3)- 私立幼稚園特別支援教育費補助
私立幼稚園における障害児の教育に要する経費の一部を補助します。

(4) 生活困窮世帯等への学習支援

様々な課題を抱えている生活困窮世帯等の子どもたちの学びの支援を推進します。児童養護施設等で生活している子どもにも、引き続き、学習環境の充実を図ります。学習等に課題を抱える子どもたちについて、放課後子ども教室等を活用した、放課後等の学習支援の充実を目指します。

【主な取組】

- ・1-(4)- ひとり親家庭生活支援事業（学習支援ボランティア事業）
大学生等のボランティアが、ひとり親家庭の児童の学習を支援したり、児童から気軽に進学相談を受けることで学力向上を目指します。
- ・1-(4)- 放課後子供教室推進事業費【再掲】
すべての子どもを対象とする放課後子供教室を放課後、週末、夏休みなどに開設することで、体験活動をとおり、子どもたちを心豊かに育成するとともに、地域の大人と子どもたちの交流を通して、地域の教育力の再生を図ります。
- ・1-(4)- 地域・学校の連携協力体制づくり支援事業費【再掲】
学校支援活動の取組を通して、地域の人々の学習の成果を活かす機会の拡大や多様な学習機会の充実に寄与するとともに、学校と地域の連携協力を強化し、地域社会全体で子どもたちを育む環境づくりを推進します。

(5) その他の教育支援

生活保護制度や就業援助制度による、低所得世帯への支援を引き続き推進します。おって、自己肯定感の向上及び生活習慣の改善等につながる多様な体験活動の場を提供し、併せて、体験活動に関する情報の周知に努めます。

【主な取組】

- ・ 1-(5)- 生活保護扶助費
生活保護受給者に対し、義務教育に係る教材代、学校給食費などの教育扶助を適切に実施します。
- ・ 1-(5)- 要保護等児童生徒援助費
経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し学校給食費を援助します。
- ・ 1-(5)- 少年自然の家管理運営費
子どもたちの自然体験や生活体験の不足が指摘される中、自然の中での様々な体験活動や集団での宿泊生活を通じて、自主性、協調性、他者への思いやり、自然に対する畏敬の念など、子どもたちに「生きる力」を育むことを目的とした青少年教育施設の管理運営を行います。
- ・ 1-(5)- 放課後子供教室推進事業費【再掲】
すべての子どもを対象とする放課後子供教室を放課後、週末、夏休みなどに開設することで、体験活動をとおり、子どもたちを心豊かに育成するとともに、地域の大人と子どもたちの交流を通して、地域の教育力の再生を図ります。

2 安心できる生活の支援

生活保護世帯やひとり親家庭などの生活困窮世帯は、心身の健康、家庭、人間関係など複合的で多様な課題を抱えていることが多く、社会的な孤立から、一層困難な状況に陥る可能性があるため、身体的・精神的にも安定した環境で子どもが生活を送れるよう、総合的な相談・支援を行うことが重要です。

(1) 保護者の生活支援

ひとり親が抱える子育てと就業の両立などの様々な課題に対応するため、生活支援や就業支援を行い、ひとり親が安心して生活できる家庭環境の整備を図ります。

生活困窮者世帯が抱える様々な課題に対して、包括的な支援を行います。

【主な取組】

- ・2-(1)- 母子家庭等日常生活支援事業
ひとり親家庭等が、修学等の自立促進に必要な事由や疾病等の社会的な事由により、一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合、または生活環境の激変により、日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣します。
- ・2-(1)- 生活困窮者自立支援事業
生活困窮者からの相談に応じ、助言、就労の支援等を行うとともに、必要に応じ、個別の支援プランを作成し、また、適宜、関係機関とも連携を行いながら、包括的・継続的支援を推進します。
- ・2-(1)- 施設型給付費県負担金等
保育所、幼稚園等の運営に要する経費について、県がその一部を負担します。
- ・2-(1)- 地域型保育給付費県負担金
保育所、幼稚園等の運営に要する経費について県がその一部を負担します。
- ・2-(1)- 地域子ども・子育て支援事業費補助金
一時預かりや病児・病後児保育、放課後児童クラブ等を実施する市町に対し補助を行います。
- ・2-(1)- 私立幼稚園運営費補助
私立幼稚園の運営に要する経費に対して補助します。

- ・ 2-(1)- 私立幼稚園教育改革推進特別経費補助
預かり保育等を実施する私立幼稚園に対し補助します。
- ・ 2-(1)- 認可化移行総合支援事業
待機児童が発生している市町等において、認可保育所と同等の施設及び職員配置を満たす認可外保育施設に対して運営費を補助します。
- ・ 2-(1)- 放課後児童クラブ整備費補助
保護者が労働等により昼間いない家庭の子どもに対して、市町が実施する放課後児童クラブの施設整備に要する経費を補助します。
- ・ 2-(1)- 児童虐待防止市町支援事業費補助（乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業）
乳児：すべての乳児のいる家庭を訪問し、不安や悩みの傾聴、相談、情報提供を行います。
養育：乳児家庭全戸訪問事業で、特に養育支援が必要な家庭に対する相談支援を行います。
- ・ 2-(1)- 母子生活支援施設等保護費負担金
母子生活支援施設において、18歳未満の子どもを養育している母子世帯、又はそれに準じる世帯の女性が、子どもと一緒に利用できる施設で、仕事や育児、健康、家族関係、将来設計など、母子家庭が抱える様々な課題に対して、専門的な支援を行います。

(2) 子どもの生活支援

児童養護施設で生活する子どもや、児童養護施設を退所する子どもの社会的自立のために支援します。

保育所などの児童福祉施設において、適切な食生活の確保と適切な支援がおこなわれるよう、子どもの健やかな発育・発達を支援します。

【主な取組】

- ・2-(2)- 児童養護施設等入所児童自立支援事業費（身元保証人確保対策事業）
施設等から退所した児童や女性が就職又は住居を賃貸する際に、施設長等が保証人となった場合に、保証人が損害保険に加入する費用を補助します。
- ・2-(2)- 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業費
児童養護施設を退所者等に生活費、家賃相当額、資格取得費用を貸し付けます。
- ・2-(2)- 施設型給付費県負担金等
保育所、幼稚園等の運営に要する経費について県がその一部を負担します。
- ・2-(2)- 地域型保保育給付費県負担金
小規模保育や家庭的保育等の地域型保育事業の運営について県がその一部を負担します。
- ・2-(2)- 地域子ども・子育て支援事業費補助金
一時預かりや病児・病後児保育、放課後児童クラブ等を実施する市町に対し補助を行います。
- ・2-(2)- 私立幼稚園運営費補助
私立幼稚園の運営に要する経費について補助します。
- ・2-(2)- 私立幼稚園教育改革推進特別経費補助
預かり保育等を実施する私立幼稚園に対し補助します。
- ・2-(2)- 認可化移行総合支援事業
待機児童が発生している市町等において、認可保育所と同等の施設及び職員配置を満たす認可外保育施設に対して運営費を補助します。

(3) 子どもの就労支援

ひとり親家庭の子どもに対する就業相談や、児童養護施設等を退所した児童の社会的自立に向けた支援を推進します。

【主な取組】

- ・2-(3)- ひとり親家庭サポートセンター運営費（母子家庭等日常生活支援事業）

【再掲】

ひとり親家庭等が、就学等の自立に必要な事由や疾病などの事由により、一時的に生活扶助、保育サービスが必要な場合、又は生活環境の激変等により日常生活を営むのに支障が生じている場合に家庭生活支援員を派遣します。

- ・2-(3)- 児童養護施設等入所児童自立支援事業費(身元保証人確保対策事業)【再掲】
施設等から退所した児童や女性が就職又は住居を賃貸する際に、施設長等が保証人となった場合に、保証人が損害保険に加入する費用を補助します。

- ・2-(3)- 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業費【再掲】
児童養護施設を退所者等に生活費、家賃相当額、資格取得費用を貸し付けます。

- ・2-(3)- 若年者就職支援事業（ジョブカフェSAGA）
「ジョブカフェSAGA」において、併設された国のヤングハローワークと連携して、カウンセリングから職業紹介までの同一職員による一貫した支援をはじめ、就職支援セミナーや就職情報の提供等、就職に向けたサービスをワンストップで提供します。

- ・2-(3)- ニート自立支援事業費
若者サポートステーション（佐賀・武雄）に臨床心理士を配置し、就労支援の充実を図ります。

- ・2-(3)- 子ども・若者育成支援推進事業費【再掲】
佐賀県子ども・若者総合相談センターを開設し、諸問題のワンストップ窓口の業務を行います。

- ・2-(3)- 生活困窮者自立支援事業【再掲】
生活困窮者からの相談に応じ、助言、就労の支援等を行うとともに、必要に応じ、個別の支援プランを作成し、また、適宜、関係機関とも連携を行いながら、包括的・継続的支援を推進します。

(4) 支援する人員の確保等

増加傾向にある児童虐待に対応するため、児童相談所や市町の機能強化を図ります。

【主な取組】

- ・2-(4)- 児童虐待防止市町支援事業費（児童福祉司任用資格認定講習会）
市町の職員が、児童福祉司任用資格を取得するための講習会を実施します。
- ・2-(4)- 児童虐待対策事業費（児童虐待関係職員研修）（総合福祉センター）
児童虐待関係職員が、国の実施する研修等に参加し、虐待対応の専門的知識や技術等を習得します。
- ・2-(4)- 児童虐待対策事業費（心理療法担当職員の配置）（総合福祉センター）
専門性確保・機能強化を図るために心理療法担当職員の配置を行います。
- ・2-(4)- 母子父子自立支援員設置活動費
母子父子自立支援員の配置
- ・2-(4)- 生活困窮者自立支援事業
生活困窮者自立支援事業に携わる支援員に対して、国が実施する研修への参加を促し、自立相談支援に必要な専門的知識や技術等の習得を推進します。

(5) その他の生活支援

家庭の経済状況等にかかわらず、安心して妊娠・出産・子どもの健やかな成長が図られるよう、身近な地域で妊産婦等のニーズに応じた切れ目ない支援を行える体制づくりに取り組みます。

住宅に困窮している生活保護世帯やひとり親家庭などの住まいを確保するため支援を行います。

【主な取組】

・2-(5)- 妊娠・出産包括支援事業

市町の子育て世代包括支援センター事業において、保健師等が妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な相談に対応し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実施します。

・2-(5)- 生活保護扶助費【再掲】

生活保護受給者に対し、食費、被服費、光熱費等、日常生活に必要な経費などの生活扶助を適切に実施します。

生活保護受給者に対し、住まいの確保、補修その他住宅維持のために必要な経費などの住宅扶助を適切に実施します。

・2-(5)- 生活困窮者自立支援事業

離職などにより住宅を喪失またはそのおそれのある生活困窮者に対し、一定要件のもと住居確保給付金の支給を適切に実施します。

3 安心を支える保護者に対する就労の支援

子どもが、周囲からの十分な関わりを受けて、安定した生活を営むためには、保護者が安定した就労状況にあり、経済面でも精神面でもゆとりを持って生活することが重要です。

また、親が働く姿を子どもに示すことは、子どもの将来の就労意欲や自立心の向上を育むことにつながり、貧困の連鎖を断ち切ることにもつながる意義のあることです。

生活保護世帯やひとり親家庭などの生活困窮世帯の保護者に対し、ハローワークと連携した就業相談などの就労支援を行い、就業促進に向けた支援を推進します。

【主な取組】

- ・3- 就労・再チャレンジサポート事業
求職者を対象とした職業訓練（委託訓練）を実施し、ITや介護等の基礎技術、関連知識及び多様な就業能力を習得することにより、離転職者や母子家庭の母等の就労を支援します。
- ・3- 訓練手当等支給費
ひとり親家庭の親等、真に社会的自立を必要とするものに対し、職業訓練受講中の生活の安定を図るため訓練手当を支給します。
- ・3- 仕事と子育ての両立支援推進事業費
仕事と子育ての両立が可能な職場環境の整備を図ります。
- ・3- 母子自立支援プログラム策定事業
母子自立支援プログラム策定員による関連事業を活用したきめ細やかな自立・就労支援を行います。
- ・3- 高等職業訓練促進資金貸付事業費補助
高等職業訓練促進給付金を受給されるひとり親を対象に、入学準備金及び就職準備金の貸付を行います。
- ・3- 生活保護扶助費【再掲】
生活保護受給者に対し、就労支援員による支援や、ハローワークとの連携による支援、就労に関する情報提供・助言を適切に実施します。

- ・ 3- 生活困窮者自立支援事業
生活困窮者からの相談に応じ、助言、就労の支援等を行うとともに、必要に応じ、個別の支援プランを作成し、また、適宜、関係機関とも連携を行いながら、包括的・継続的支援を推進します。

- ・ 3- 自立支援教育訓練給付金
職業能力の開発のための指定講座を受講したひとり親家庭の親に対して、教育訓練終了後、給付金を支給します。

- ・ 3- 高等技能訓練促進費事業費
資格取得を目的とする養成機関において、2年以上修業するひとり親家庭の親に対して、給付金を支給します。

- ・ 3- ひとり親家庭等在宅就業推進事業費
ひとり親家庭等の親が、自立に向けて安定した生活を得るため、一般就労が困難なひとり親に対して、ICTを活用した在宅就労訓練、ひとり親 ICT 就業支援センターにおけるワーカー登録により、安定した在宅就労の機会を確保します。

4 安心を守る経済的支援

子どもの貧困率が年々増加傾向にある中、ひとり親家庭などの生活困窮世帯にとって、経済的支援により、公的な支援を活用して最低限の安定した経済基盤が保たれることが重要です。

【主な取組】

- ・ 4- 児童扶養手当給付金
父母の離婚などにより父又は母と生計を共にしていない子どもに対し、生活の安定と自立を助け、児童の心身の穏やかな成長を支援します。
- ・ 4- ひとり親家庭等自立促進計画策定
ひとり親家庭等自立促進計画策定のため実態調査を実施し、評価・検証を行います。
- ・ 4- 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金
ひとり親家庭等の生活安定と、子どもの福祉を図るため、各種資金貸付を行います。
- ・ 4- 生活保護扶助費（教育扶助・進学時の支援）
生活保護受給者に対し、義務教育に係る教材代、学校給食費などの教育扶助を適切に実施します。
生活保護受給者に対し、高等学校等に進学する際の入学料、入学考査料等の生業扶助を適切に実施します。
生活保護受給者に対し、食費、被服費、光熱費等、日常生活に必要な経費などの生活扶助を適切に実施します。【再掲】
生活保護受給者に対する住まいの確保、補修その他住宅維持のために必要な経費などの住宅扶助を適切に実施します。【再掲】
- ・ 4- ひとり親家庭等医療費助成
ひとり親家庭の親及び子どもが、健康保険により病院などの医療機関で診察を受けた場合、医療費の自己負担の一部を県と市町で助成します。
- ・ 4- 子どもの医療費助成
小学校就学前の子どもが、健康保険により病院などの医療機関で診察を受けた場合、医療費の自己負担の一部を県と市町で助成します。
さらに、小学生以上の子どもについて各市町が行っている助成制度についても、各市町の選択により現物給付化できる枠組みを作ります。

計画の推進及び推進体制の整備

子どもの貧困対策を総合的に推進するため、まずは、庁内関係課が、子どもの貧困対策という新たな視点に立って、それぞれが主体性を持ちつつ連携して取り組んでいく必要があります。

そのため、既存の県の施策の中から関連事業を再整理し、そのうえで、各種施策を組み合わせるなどの創意工夫を凝らし、それぞれの関係課が連携・協力しながら推進していくことが重要であり、そのための推進母体となる庁内体制の下にワーキンググループを組織し、今後、この計画を推進していきます。

また、県だけでなく、福祉や教育の第一線を担う市町や市町教育委員会をはじめ、県民、事業者、関係団体等とも相互に連携・協力していくことが重要となってきます。

特に、この計画の実効性を高めるには、地域の住民に身近な市町自らが、それぞれの地域の実情に応じた具体的な施策を講じるための地域の実態調査や、それを踏まえた支援体制を整備することが必要であり、実態調査や支援体制の整備計画の策定が推し進められるよう、県としても、国の事業等を積極的に活用しながら、市町と連携を密にしながら推し進めていきます。

また、各年度において、この計画に基づく施策の実施状況や、指標の状況について検証し、社会経済情勢の変化や法改正等の状況を踏まえながら、新たに盛り込むべき施策が生じた場合等には、この計画の見直しを行い、毎年度、佐賀県子どもの貧困対策検討委員会に報告等を行うこととします。

